

納税準備預金

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 納税準備預金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
払 戻 方 法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年2回（2月、8月）の当庫所定の日に元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税 金	・ 利息には所得税はかかりません。 なお、租税納付以外の目的で払戻した場合には、個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかり、法人は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 (ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。)
手 数 料	_____
付 加 可 能 な 特 約 事 項	_____
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	_____
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は ホームページ でご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	・ 別表（※）のとおり受付けております。 ※ 別表「苦情・紛争等の受付窓口」

その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。・ 預金保険制度の対象預金となります。・ 預金保険によって、元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本 1,000 万円までとその利息が対象となります。 <p>ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。</p>
------------	--